

議会運営委員会の概要

1 2月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和3年2月定例会追加提出案件」により、本日追加提案する案件は、監査委員の選任に係る人事案件1件であり、武田代表監査委員の任期が、本年3月31日に満了することから、その後任者を選任するため提案する旨の説明があり、了承された。

2 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について

- ・議事調査課長から、資料「山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）」及び「新旧対照表」により、改正概要の説明があり了承された。
- ・加賀委員長から、発議案については、本日の本会議に提出したい旨の説明があり、了承された。

3 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、本日、常任委員会から発議される意見書案は、資料「多核種除去設備等処理水の取扱いに係る理解促進と風評対策の徹底を求める意見書（案）」の1件となっている旨の説明があった。
- ・加賀委員長から、厚生環境常任委員会として、本日の本会議に提出したい旨の説明があり、了承された。

4 3特別委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、本日、3特別委員会から発議される意見書案は、資料「地球温暖化対策の更なる推進を求める意見書（案）」、「地域における医療提供体制の確保に向けた対策の充実強化を求める意見書（案）」及び「漁業者の安全操業に向けた外国漁船の違法操業に対する取締りの強化を求める意見書（案）」の3件となっている旨の説明があった。
- ・加賀委員長から、3特別委員会として、本日の本会議に提出したい旨の説明があり、了承された。

5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について

- ・政策調査室長から、新型コロナウイルス感染症対策特別委員長より、本日の本会議において、審査経過についての中間報告を行いたい旨の申し出があることが報告され、了承された。

6 3 特別委員会の審査調査の終了について

- ・政策調査室長から、3月15日開催の3特別委員会において、審査調査の終了が決定された旨の報告があった。
- ・加賀委員長から、本日の本会議での3特別委員長からの調査報告終了後、3特別委員会の廃止を諮ることについての説明があり、了承された。

7 議事日程第8号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により、本日の議事日程等の説明があり、了承された。

8 山形県議会先例集の一部改正について

- ・議事調査課長から、資料「山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表」により、改正内容の説明があり、了承された。

9 令和2年度議会政策提言について

- ・金澤議長から、昨日開催された政策提言会議において、資料「政策提言」のとおり決定した旨の報告があり、本日の本会議終了後、議場において知事に手交する旨の発言があった。

10 その他

(1) 今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、資料「今後専決処分を必要とする事項」により、予算案件1件（令和2年度山形県一般会計補正予算（第12号））、及び条例案件1件（山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について）について、専決処分したい旨の説明があり、了承された。

(2) コロナ克服・経済再生特命補佐の職務内容に係る要綱等について

- ・伊藤委員及び島津委員から、特命補佐の職務内容に係る要綱が定まらない中で、業務に従事するのは問題であり、明日の2月定例会最終日までには、要綱を速やかに示すべきだが、目途はあるのかとの質問があった。
- ・総務部長から、要綱制定の時期を示すことは難しいが、県政全般にわたる知事の特命事項の処理、部局間の総合調整に係る助言を行うことで、職務内容に係る要綱の作成作業をしており、早急に示すことができるように努力したい旨の説明があった。

【発言概要、質疑等】

（総務部長） 昨日の議会運営委員会で議論になった特命補佐の職務内容に係る要綱については、ま

だ示すことができない。作業を進め速やかに示したい。なお、特命補佐は、自家用車通勤だが、高速料金の支給は受けていない。また、勤務場所は県庁5階の会議室を使用している。
(伊藤委員) 明日までが2月定例会であり、4月になってから議会に要綱を示すとなると、間が空いてしまう。特命補佐本人のためにも早く要綱等を定めるべきと思うがどうか。

⇒(総務部長) 他の自治体の状況を調査しながら作業を進めており、指摘の点は受け止めたがい、なかなか難しい状況である。

(島津委員) 時間的に難しいということだが、特命補佐は既に仕事をしている訳である。職務内容が定まらない中で仕事をするには問題があると思う。早急に要綱等を示したいという説明だったが、いつ要綱等を示すことができるのか、目途はあるのか。

⇒(総務部長) 時期を示すことは難しいが、県政全般にわたる知事の特命事項の処理、部局間の総合調整に係る助言を行うことで、職務内容に係る要綱の作成作業をしており、早急に示すことができるように努力していきたい。

(島津委員) 特命補佐の要綱等を制定した場合、その内容をどのような場で示すつもりか。

⇒(総務部長) その点については、議会に相談しながら進めていきたい。

11 次回議運開催日時

- ・令和3年3月18日(木) 午前10時

12 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和3年3月17日（水）

午 前 10 時

- 1 2月定例会追加提出案件の概要について
- 2 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 3特別委員会発議の意見書（案）について
- 5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について
- 6 3特別委員会の審査調査の終了について
- 7 議事日程第8号について
- 8 山形県議会先例集の一部改正について
- 9 令和2年度議会政策提言について
- 10 その他
- 11 次回議運開催日時
3月18日（木）午前10時
- 12 本日の開議時刻

(令和3年3月17日議会運営委員会資料)

令和3年2月定例会追加提出案件

1 提出日

令和3年3月17日(水)

2 提出案件(1件)

人事案件 1件

- 山形県監査委員の選任について

発議第 号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第3号中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 金 澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 加 賀 正 和

（提案理由）

山形県部設置条例の一部改正に伴い、山形県議会委員会条例の一部を改正する必要があるため提案するものである。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 厚生環境委員会 委員7人 環境エネルギー部、<u>子育て若者応援部</u>及び健康福祉部の分掌に属する事項並びに病院事業局の所管に属する事項</p> <p>(4)～(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 厚生環境委員会 委員7人 環境エネルギー部、<u>しあわせ子育て応援部</u>及び健康福祉部の分掌に属する事項並びに病院事業局の所管に属する事項</p> <p>(4)～(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p>

意見書(案)

多核種除去設備等処理水の取扱いに係る理解促進と風評対策の徹底を
求める意見書

現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、構内で貯蔵している放射性物質トリチウムを含んだ多核種除去設備等処理水(以下「ALPS処理水」という。)の量が、100万立方メートルを超え、増加し続けている状況にある。

ALPS処理水の取扱い方法については、現在、複数の方法が検討されているが、漁業者をはじめ、多くの県民にその安全性や新たな風評被害の発生に対する不安が広がっている。

東京電力福島第一原子力発電所事故の発災から10年を経過してもなお、本県において避難生活を余儀なくされている方は、依然として1,500人を超えている。この間、「被災地の復興なくして北海道・東北全体の再生・発展はない」との想いで、発災直後から北海道・東北が一丸となり東日本大震災からの復旧・復興に取り組んできた。

ALPS処理水の取扱いによって、復興の円滑な進捗に悪影響を及ぼすようなことは決してあってはならず、国の責務において、適切な対応を行うとともに国民の理解を促進するための継続的な取り組みが不可欠である。

よって、国においては、ALPS処理水の処分について、科学的根拠に基づき国民が将来にわたって納得できる方法を十分に検討し、その取扱い方法の妥当性・安全性を国内はもとより国外にも積極的に発信することにより広く周知し、さらなる理解促進に努めるとともに、新たな風評被害を発生させない実効性のある対策を徹底するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣 あて
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和3年 月 日

提出者 山形県議会厚生環境常任委員長 鈴木 孝

意見書(案)

地球温暖化対策の更なる推進を求める意見書

近年、全国的に記録的な集中豪雨や局地的大雨など異常気象による災害が頻発しており、本県においても、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と相次いで豪雨災害に見舞われ、甚大な被害が発生している。

こうした気候変動は、地球温暖化が一因ともされており、2015年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。

こうした中、国は、地方自治体に、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明を呼びかけ、本県も、昨年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、脱炭素化に向けた取組みを推進することとしているが、脱炭素社会の実現に向けては、カーボンリサイクルをはじめとした革新的なイノベーション等が不可欠であり、国全体で取り組むことが必要である。

よって、国においては、地球温暖化防止に向けて、地方自治体と一体となって脱炭素社会の実現を目指すため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国と地方自治体が認識を共有し脱炭素化の取組みを推進するため、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けた道筋を早期に策定し、明示すること。
- 2 地方自治体が行う脱炭素化の取組みへの技術的・財政的支援を充実強化すること。
- 3 再生可能エネルギー施設の導入における地域社会の合意形成を促進するための枠組みづくり等の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会地球温暖化防止・異常気象対策特別委員長
青柳 安展

意見書(案)

地域における医療提供体制の確保に向けた対策の充実強化を求める意見書

本県の医療提供体制は、国が示した医師偏在指標において、医師少数県に位置付けられており、二次医療圏単位でも、最上地域、庄内地域が医師少数区域に位置付けられるなど、医師の不足・偏在が大きな課題となっている。

このような中、医療法及び医師法の改正に伴い、都道府県が、地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むこととされ、本県においても、昨年7月に「山形県医師確保計画」を策定し、医師確保に向けた取組みを進めているが、都道府県のみでの取組みには限界がある。

また、新型コロナウイルス感染症が全国各地で猛威を振るい、医師数が比較的多いとされる都市部であっても、医療提供体制が逼迫している状況を踏まえると、本県において感染症が拡大した場合、医師等の医療従事者への負担が増大し、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出ることが懸念される。

よって、国においては、地域における医療提供体制の確保に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 感染症対策と同時に感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保するため、感染症への対応も見据えた医療従事者確保対策を推進すること。
- 2 医師の地域偏在解消に向けたより実効性のある対策を講じるとともに、地域医療介護総合確保基金の財政措置の拡充や一律の基準によらない地域の実情に応じた柔軟な運用など、医師少数県が実施する医師確保対策への更なる財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
財務大臣
厚生労働大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会健康医療・子育て支援対策特別委員長
高橋 啓介

意見書(案)

漁業者の安全操業に向けた外国漁船の違法操業に対する取締りの強化
を求める意見書

我が国の排他的経済水域である日本海・大和堆周辺水域は、本県の中型イカ釣り船の主たる漁場であるが、近年、北朝鮮や中国の漁船が違法操業を繰り返しており、操業妨害などの被害も発生している。

国においては、関係省庁が連携し、違法操業を行う外国漁船に対し、可能な限り放水等の措置により排他的経済水域から排除しているものの、本年度においては、周辺海域において北朝鮮公船が確認されたことを受け、安全確保のため、9月30日から10月29日までの間、日本漁船に対し大和堆の一部海域への入域自粛を要請し、漁業者が自国の排他的経済水域内に入域できない事態となった。

スルメイカは、本県の海面漁業における漁獲量の大きなウエイトを占めており、このまま外国漁船による違法操業が続けば、日本海におけるスルメイカ資源の減少、ひいては漁場の確保に悪影響を及ぼし、本県漁業者が被る被害が一層拡大することが危惧される。加えて、漁業者の減少や高齢化が進む一方で、後継者の確保が進まない状況にあるなど、本県水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、担い手を確保し、本県水産業を持続可能なものとするためには、操業における安全・安心の確保が必要である。

よって、国においては、水産資源の保護、漁場の確保及び安全な漁業環境の確保に向けて、大和堆周辺水域における外国漁船の違法操業に対する警戒と取締りを強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
農林水産大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会産業競争力強化・担い手確保対策特別委員長
星川 純一

会 議 順 序 表

[議事日程第 8 号]

令和 3 年 3 月 1 7 日 (水)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第 8 号、その他)	
2	< 開 議 > ○ 諸般の報告 (追加議案の送付)	
3	○ 議案上程 (議第 9 7 号及び議第 9 8 号の 2 件) ○ 常任委員長報告 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 採決 (議第 9 7 号及び議第 9 8 号の 2 議案)	簡 易
4	○ 議案上程 (議第 9 9 号 山形県監査委員の選任について) ○ 知事説明	
5	○ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての 発議案上程・採決 (発議第 1 号)	簡 易
6	○ 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について	
7	○ 地球温暖化防止・異常気象対策特別委員会の調査終了報告について ○ 健康医療・子育て支援対策特別委員会の調査終了報告について ○ 産業競争力強化・担い手確保対策特別委員会の調査終了報告について	
8	○ 意見書案上程・採決 (発議第 2 号から発議第 5 号までの 4 件)	簡 易

9	<p>○ 地球温暖化防止・異常気象対策特別委員会の廃止について、健康医療・子育て支援対策特別委員会の廃止について及び産業競争力強化・担い手確保対策特別委員会の廃止について上程・採決</p> <p>< 散 会 ></p>	簡 易												
10	<p>○ 本会議終了後の日程</p> <table border="1" data-bbox="236 477 1248 672"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 477 643 526">時 間</th> <th data-bbox="643 477 949 526">委 員 会 等</th> <th data-bbox="949 477 1248 526">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 526 643 575">本 会 議 終 了 後</td> <td data-bbox="643 526 949 575">知事への政策提言</td> <td data-bbox="949 526 1248 575">議 場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 575 643 624">知事への政策提言終了後</td> <td data-bbox="643 575 949 624">予 算 特 別 委 員 会</td> <td data-bbox="949 575 1248 624">予 算 特 別 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 624 643 674">予 算 特 別 委 員 会 終 了 後</td> <td data-bbox="643 624 949 674">各 常 任 委 員 会</td> <td data-bbox="949 624 1248 674">各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 間	委 員 会 等	場 所	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	予 算 特 別 委 員 会	予 算 特 別 委 員 会 室	予 算 特 別 委 員 会 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	
時 間	委 員 会 等	場 所												
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場												
知事への政策提言終了後	予 算 特 別 委 員 会	予 算 特 別 委 員 会 室												
予 算 特 別 委 員 会 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室												

議 事 日 程 (第 8 号)

令和3年3月17日(水) 午前10時開議

- 第 1 議第97号 令和2年度山形県一般会計補正予算(第11号)
- 第 2 議第98号 令和2年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 第 3 議第99号 山形県監査委員の選任について
- 第 4 発議第1号 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について
- 第 6 地球温暖化防止・異常気象対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 7 健康医療・子育て支援対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 8 産業競争力強化・担い手確保対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 9 発議第2号 多核種除去設備等処理水の取扱いに係る理解促進と風評対策の徹底を
求める意見書
- 第 10 発議第3号 地球温暖化対策の更なる推進を求める意見書
- 第 11 発議第4号 地域における医療提供体制の確保に向けた対策の充実強化を求める意
見書
- 第 12 発議第5号 漁業者の安全操業に向けた外国漁船の違法操業に対する取締りの強化
を求める意見書
- 第 13 地球温暖化防止・異常気象対策特別委員会の廃止について
- 第 14 健康医療・子育て支援対策特別委員会の廃止について
- 第 15 産業競争力強化・担い手確保対策特別委員会の廃止について

山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表

（令和3.3.17議運）

現 行							改 正 案						
別表一 代表質問及び一般質問 <p style="text-align: right;">（<u>令二・三・十七議運</u>）</p> 1及び2 ー略ー 3 各定例会ごとの会派別質問者数は、次のとおりとする。							別表一 代表質問及び一般質問 <p style="text-align: right;">（<u>令三・三・議運</u>）</p> 1及び2 ー略ー 3 各定例会ごとの会派別質問者数は、次のとおりとする。						
会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計	会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計
6月	代表質問	1	1			2	6月	代表質問	1	1			2
	一般質問	2	1			3		一般質問	2	1			3
9月	代表質問	1	1			2	9月	代表質問	1	1			2
	一般質問	2	1	1		4		一般質問	2	1	1		4
12月	代表質問	1	1			2	12月	代表質問	1	1			2
	一般質問	2	1			3		一般質問	2	1			3
2月	代表質問	1	1			2	2月	代表質問	1	1			2
	一般質問	4	<u>1</u>		<u>1</u>	6		一般質問	4	<u>2</u>			6
計	代表質問	4	4			8	計	代表質問	4	4			8
	一般質問	10	<u>4</u>	1	<u>1</u>	16		一般質問	10	<u>5</u>	1		16
総 計	14	<u>8</u>	1	<u>1</u>		24	総 計	14	<u>9</u>	1			24
4 ー略ー 5 各定例会ごとの会派別一般質問の発言順序は、次のとおりとする。							4 ー略ー 5 各定例会ごとの会派別一般質問の発言順序は、次のとおりとする。						
定例会	質問者数	質 問 順 序					定例会	質問者数	質 問 順 序				
6月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党					6月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党				
9月	4	自由民主党、県政クラブ、日本共産党山形県議団、自由民主党					9月	4	自由民主党、県政クラブ、日本共産党山形県議団、自由民主党				
12月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党					12月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党				
2月	6	自由民主党、 <u>公明党</u> 、自由民主党、自由民主党、 県政クラブ、自由民主党					2月	6	自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党、自由民主党、 県政クラブ、自由民主党				

現 行

別表二
 予算特別委員会及び決算特別委員会
 (令二・三・十七議運)

1 及び 2 -略-
 3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。

会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計
6月定例会	5	<u>1</u>	1		<u>1</u>	8
9月定例会	<u>5</u>	<u>2</u>		1		8
12月定例会	5	2			1	8
2月定例会	5	2			1	8
計	<u>20</u>	<u>7</u>	1	1	<u>3</u>	32

4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。

定例会	質疑者数	質 疑 順 序
6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、 <u>自由民主党</u> 、 <u>公明党</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党

5 -略-

改 正 案

別表二
 予算特別委員会及び決算特別委員会
 (令三・三・ 議運)

1 及び 2 -略-
 3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。

会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計
6月定例会	5	<u>2</u>	1		<u>—</u>	8
9月定例会	<u>4</u>	<u>3</u>		1		8
12月定例会	5	2			1	8
2月定例会	5	2			1	8
計	<u>19</u>	<u>9</u>	1	1	<u>2</u>	32

4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。

定例会	質疑者数	質 疑 順 序
6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、 <u>公明党</u> 、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党

5 -略-

政策提言

- 提言1 脱炭素社会の実現に向けた取組みと異常気象
に対応した防災・減災対策の推進
- 提言2 持続可能な医療提供体制の構築と女性の県内
定着・回帰に向けた対策の推進
- 提言3 社会の変化に対応した産業競争力強化・担い
手確保対策の推進

令和3年3月17日

山形県議会

目 次

提言にあたって	1
---------	---

提言 1 脱炭素社会の実現に向けた取組みと異常気象に対応した防災・減災対策の推進

(地球温暖化防止・異常気象対策)

(1) ゼロカーボン社会の構築に向けたエネルギー政策の展開	2
(2) 災害に強いインフラの確保に向けた取組みの更なる推進	5
(3) 頻発する自然災害に備えた地域における防災・減災対策の推進	8

提言 2 持続可能な医療提供体制の構築と女性の県内定着・回帰に向けた対策の推進

(健康医療・子育て支援対策)

(1) 新たな感染症等に備えた医療・福祉の連携・協力体制構築に向けた取組みの推進	10
(2) 保健・医療・福祉の充実による持続可能な医療提供体制の確保に向けた取組みの推進	12
(3) 女性が活躍できる社会に向けた支援策の充実	14

提言 3 社会の変化に対応した産業競争力強化・担い手確保対策の推進

(産業競争力強化・担い手確保対策)

(1) 県産品の付加価値向上・販路拡大に向けた取組みの推進	18
(2) 産業を支える人材の確保と円滑な事業承継の推進	21
(3) 社会の変化に対応した観光・交流拡大の推進	24

※ ()は、所管した特別委員会

(参考) 国への提案(意見書の概要)	26
--------------------	----

提言にあたって

本県議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思を決定する議事機関としての機能、県行政執行の監視機能に加え、山形県の将来と県民の幸福を目指し、県勢の発展に資することを目的に、議会政策提言を実施してきた。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大や頻発化・激甚化する自然災害を起因とした社会経済情勢の激変を踏まえ、これらに的確に対応し、本県が将来にわたり活力を維持することができるよう、喫緊の県政課題に着目し、「脱炭素社会の構築と異常気象に対応した防災・減災対策の推進」、「持続可能な医療提供体制の構築と女性の県内定着・回帰に向けた対策の推進」、「社会の変化に対応した産業競争力強化・担い手確保対策の推進」の3つの政策提言を取りまとめたところである。

取りまとめにあたっては、「地球温暖化防止・異常気象対策」、「健康医療・子育て支援対策」、「産業競争力強化・担い手確保対策」の3つの特別委員会において、委員間討議を中心とした新たな運営方針のもと、外部の専門的知見を活用した研修会の開催や関係団体との意見交換を積極的に行いながら、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

令和3年3月17日

山形県議会議長 金澤 忠一

提言 1 脱炭素社会の実現に向けた取組みと異常気象に対応した防災・減災対策の推進

(地球温暖化防止・異常気象対策)

(1) ゼロカーボン社会の構築に向けたエネルギー政策の展開

<提言>

- ① 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた 2050」について県内市町村と連携して県民への普及啓発を行うとともに、目標達成に向けた機運の醸成を図ること。
- ② 再生可能エネルギーの更なる推進にあたっては、地域と協調しながら導入を進めるとともに、再生可能エネルギー導入目標の設定について検討すること。
- ③ 県独自の省エネルギー基準に適合した「やまがた健康住宅」やエネルギー消費量の収支ゼロを目指す「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）」、及び停電時のバックアップ用電源としても活用が可能な電気自動車（EV）について、県民への更なる普及に取り組むこと。

<現状>

- 国では、「2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体」をゼロカーボンシティとし、ゼロカーボンシティの表明について各自治体に働きかけている。
- 県をはじめとする県内4市（山形市、米沢市、東根市、南陽市）5町（朝日町、高島町、川西町、飯豊町、庄内町）が、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明している。
(令和2年12月25日現在)
- 県は、現在策定作業中の「第4次山形県環境計画（仮称）」においてゼロカーボンに向けた施策等として、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入拡大、森林整備等による二酸化炭素の吸収源対策の総合的な推進を盛り込むこととしている。
- 県は、平成24年3月から令和13年3月までの20年間のエネルギー政策の基本的枠組みである「山形県エネルギー戦略」にエネルギー種別毎の導入方向や開発目標を掲げ、毎年、エネルギー戦略の進捗状況として、年度末現在における開発量の累計を示している。

山形県エネルギー戦略の進捗状況について（令和2年3月末現在）

■ 山形県エネルギー戦略の開発目標	101.5万kW [令和12年度（2030年度）]
■ 令和2年3月末までの開発量（累計）	55.8万kW（稼働分+計画決定分）

出典：県環境エネルギー部作成資料

- 国で定める基準を上回る断熱性能を有する住宅の普及と住宅における冷暖房負荷を更に低減させるため、県では、住宅の高断熱高気密化を促進することを目的とした「やまがた健康住宅」の認証制度を、平成30年4月1日に創設し制度の普及を図っている。

＜やまがた健康住宅認定等実績＞

	新築			全体改修	
	設計適合証	検査済証	認定証	設計適合証	認定証
H30	29	18	13	0	0
R1	48	42	45	0	0

出典：県県土整備部作成資料

- 県内におけるEVの普及状況は、令和元年度末登録車数は1,659台と全登録車数に占める割合は0.34%であり、平成27年度末から年々増加している。

県内における電気自動車の普及状況

	EV(台)	全登録車数(台)	EVの割合
H27年度末	918	488,065	0.19%
H28年度末	1,118	488,928	0.23%
H29年度末	1,340	488,919	0.27%
H30年度末	1,534	488,195	0.31%
R元年度末	1,659	485,591	0.34%

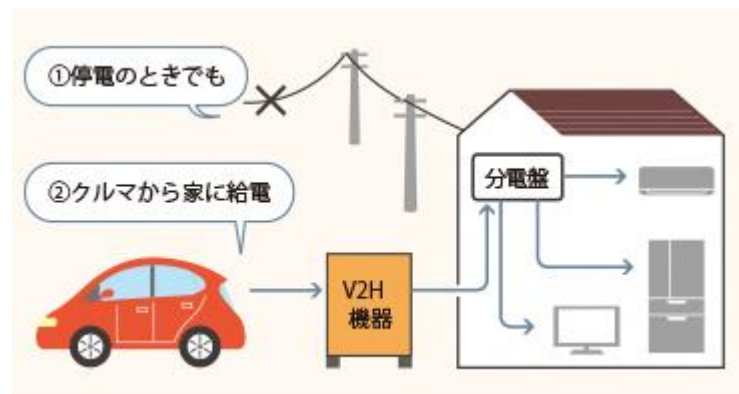
出典：国土交通省東北運輸局調査「次世代自動車普及状況」

＜課題＞

- 県は令和2年7月豪雨災害を踏まえ、気候変動への危機感を県民と共有するため「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言したが、市町村と連携して県民への周知を進めるとともに、具体的な施策を示すことが求められる。
- 地球温暖化対策を進めるには、市町村に対する啓発が重要であり、ゼロカーボンの実現に向けてその自主的な取組みが求められる。
- 再生可能エネルギーは地域の理解のもとで導入することが重要であり、安全面や防災面、景観や環境への影響等を十分に調査・検討するとともに、地域と共生する形で再生可能エネルギーが定着することが望ましい。
- 再生可能エネルギーの着実な導入促進には、県民の意識やライフスタイルの変革が不可欠であり、設備容量の開発目標に加え再生可能エネルギーによる発電量に着目した導入目標も検討することが必要である。

- 積雪寒冷地である本県は、暖房用エネルギーの消費が長期間となることから、省エネルギー対策と健康寿命の延伸対策として、県民の住宅における省エネルギー化に向けた対策の普及・拡大を推進する必要がある。
- 多発する自然災害による停電の対応の一つとして、「V2H（ビークルツーホーム）※」を介しバックアップ用電源として機能するEV等の普及・活用が期待される。

※EV等に搭載された電池から家庭に電力を供給できる機能



出典：一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ

(2) 災害に強いインフラの確保に向けた取組みの更なる推進

<提言>

- ① 令和2年7月末に県内で発生した豪雨災害をはじめ近年の豪雨の頻発化・激甚化を踏まえ、浸水被害の軽減を図るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」やこの対策に係る地方財政支援措置を最大限活用し、河川管理施設等の整備及び河川の流下能力の維持・向上に向けた対策を更に進めること。
- ② 豪雨・豪雪等の自然災害に備え、リダンダンシーの確保に向けて関係機関と連携し、高速道路におけるミッシングリンクを解消するとともにダブルネットワーク化が進んでいない国道47号等の整備促進を国に対し強く働きかけること。
- ③ 安全安心な物流を確保するため、予防保全型維持管理による道路施設長寿命化対策を加速化すること。
- ④ 災害時における市町への安定した水道用水供給の確保に向け、水道事業者との連携を更に強化するとともに、水道管の耐震化向上への支援の拡充・強化を図ること。

<現状>

- 県は、国土交通省の施策に対応して河川の堆積土砂や支障木の除去による洪水被害の防止と軽減を図る目的で「河川流下能力向上緊急対策計画」（令和元年度～3年度）に基づき、令和2年度からは国が創設した「緊急浚渫推進事業債」も活用し、堆積土や支障木の除去及び上流域からの土砂流出を抑制する溪流保全対策工等を実施している。

【令和元年度実績：対策延長 65km、対策箇所 85箇所】



▲日塔川(東根市) 令和元年度実施 堆積土砂撤去

出典：県土整備部作成資料

- 頻発化・激甚化する浸水被害に対応するため、「水害・内水被害軽減緊急対策」を実施しており、令和2年度の取組み状況は、浸水要因分析を踏まえた総合的な内水対策の検討や水防活動支援体制強化として排水ポンプパッケージ9機の配備を予定している。

- 人口減少や多発する自然災害などの昨今の社会情勢を踏まえ、令和元年度から10年度までの今後概ね10年間の県の道路行政の取組み方針を示した「山形県道路中期計画2028」に基づき、効率的・効果的なみちづくりを進めている。
- 県内の高速道路は、令和元年度末現在で259kmが供用しており、供用率は76%である。令和2年12月13日に日本海沿岸東北自動車道「酒田みなとIC～遊佐比子IC」間が開通したほか、令和2年2月に国土交通省から今後の開通見通しが公表されており、令和8年度には供用率が90%となる見込みである。
- 政府は、頻発する大規模災害を踏まえ、3か年緊急対策に引き続き国土強靱化の取組みを加速化・深化を図ることを目的に、「流域治水対策」や「道路ネットワークの機能強化対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」等を内容とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月11日閣議決定した。
- 県では、安全で安定した水道水の確保に向け、水道事業者が実施する施設耐震化や老朽化対策等に対し助成を行っている。また、水需要の減少や施設の老朽化等の課題に対応するための水道広域化推進プランの策定を進めている。
- 平成25年7月の集中豪雨による村山広域水道における高濁度発生を受け、浄水処理の能力強化及び受水市町との連携強化対策を進めている。

<課題>

- 令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨による被害など、毎年のように発生する大規模災害に対応する堤防や遊水地等河川管理施設の整備及び流下能力向上対策を着実かつ早期に実施していくことが必要である。
- 令和2年7月豪雨では、国道112号の月山道路及び戸沢村の国道47号が全面通行止めとなり、内陸地域と庄内地域の移動には、秋田県や新潟県を経由する広域迂回を余儀なくされた。

- 本県の東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道は全線事業化され整備が進められているものの、未だ6箇所のミッシングリンクが存在する。また、地域高規格道路の供用率が29%で未事業化区間が多く、太平洋沿岸と日本海側をつなぐ横軸ネットワークの重要性を鑑み、これらの事業中区間の整備促進と早期事業化に向けて隣県及び沿線市町村と連携して国へ強く働きかけをしていく必要がある。
- 頻発する大規模災害に対応するためには、道路施設等の長寿命化対策の計画的な実施と点検・診断等に係る技術開発や人材育成を更に進めるとともに、必要に応じて専門的な人材やノウハウの面で市町村へ支援していく必要がある。
- 県土強靱化を更に進めていくためには財源確保が重要であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」やこの対策に係る地方財政支援措置の有効な活用が必要である。
- 県内の水道管の耐震適合率は40.6%で全国平均とほぼ同水準であるが、市町村毎に見ると大きな開きがあり、災害時に備え耐震化向上のための支援が必要である。
- 令和2年7月豪雨では、村山広域水道において関係機関との連携により受水市町の断水は回避したものの、5,000度を超える高濁度が発生しており今後も更なる連携が求められる。

(3) 頻発する自然災害に備えた地域における防災・減災対策の推進

<提言>

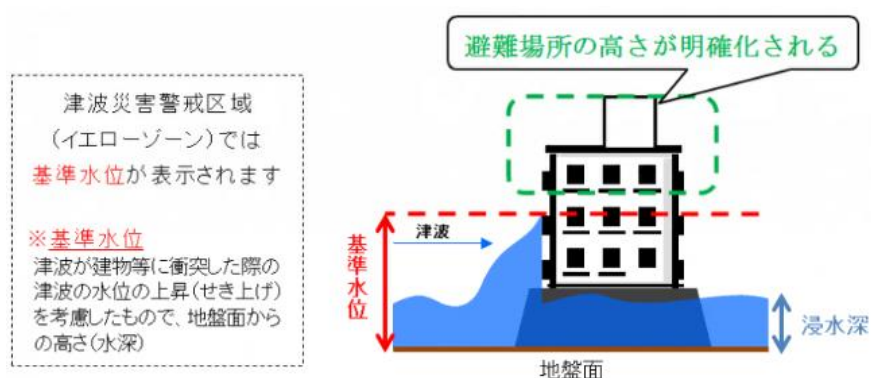
- ① 要配慮者利用施設における円滑な避難の確保に向けて、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について市町村と連携し支援すること。また、避難所における新型コロナをはじめとする感染症に対応した対策の充実強化に向けて市町村へ支援すること。
- ② 津波災害警戒区域指定に伴い、安全に避難することが出来る避難路等の整備と市町村におけるハザードマップ作成に対する支援等の拡充を検討すること。
- ③ 気候変動等に伴う水災害の頻発化・激甚化や社会状況の変化に対応するため、河川の流域の国、県、市町村、企業、住民等あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を踏まえた地域における事前防災の加速化に向けて、関係機関の連携を強化すること。

<現状>

- 平成29年の水防法の改正により、市町村の地域防災計画に位置付けされた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化され、令和2年1月現在で県内の作成状況は60%となっているほか、避難訓練の実施率が10%にとどまっている。
- 令和2年7月豪雨災害では、各自治体が災害の拡大を想定し住民に丁寧に説明するとともに関係機関と危機感を共有し、住民が早めの避難行動に移ったため逃げ遅れを防ぎ犠牲者はゼロであった。
- 県は、令和2年5月に新型コロナウイルスの感染予防対策として「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」を市町村に示した。
- 県は、津波からいち早く避難するため、鶴岡市、酒田市、遊佐町の各沿岸部において津波災害警戒区域を指定している。加えて、令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震での課題である夜間における避難のあり方を踏まえ、指定市町が行う避難誘導案内標識設置（夜間対応型）に対する助成を拡充した。
- 令和2年7月豪雨では、県管理河川における溢水、越水による浸水被害は52河川69箇所、国管理河川である最上川の浸水被害は9箇所であった。

<課題>

- 要配慮者利用施設における避難確保計画は、対象施設全体の60%の施設で作成しているにすぎず、災害時の要配慮者の避難を円滑にするため、施設における計画作成と避難訓練の実施に向けて市町村と連携し更に支援していくことが急務である。
- 災害発生時の避難所における各種感染拡大防止対策として、新型コロナウイルス感染予防ガイドラインの内容を充実させるとともに、市町村に対しての啓発が求められる。
- 津波災害警戒区域の指定にあたっては、津波が建物に衝突した際の水位の上昇値である「基準水位」も併せて公表されたため、これらを踏まえたハザードマップ作成に対する支援が重要である。
また、ハザードマップ作成に向けて速やかに検討を進め、住民に提示することが求められる。



出典：県防災くらし安心部作成資料

- 令和2年7月豪雨災害を踏まえ、堤防等のハード面による防災対策には限界があることから、流域に関わる関係者で組織する最上川流域治水協議会等で命を守るための水害対策「流域治水」への転換を図り、関係機関や地域住民との連携を強化し、地域の特性に応じた防災・減災の取組みを進める必要がある。

提言2 持続可能な医療提供体制の構築と女性の県内定着・回帰に向けた対策の推進

(健康医療・子育て支援対策)

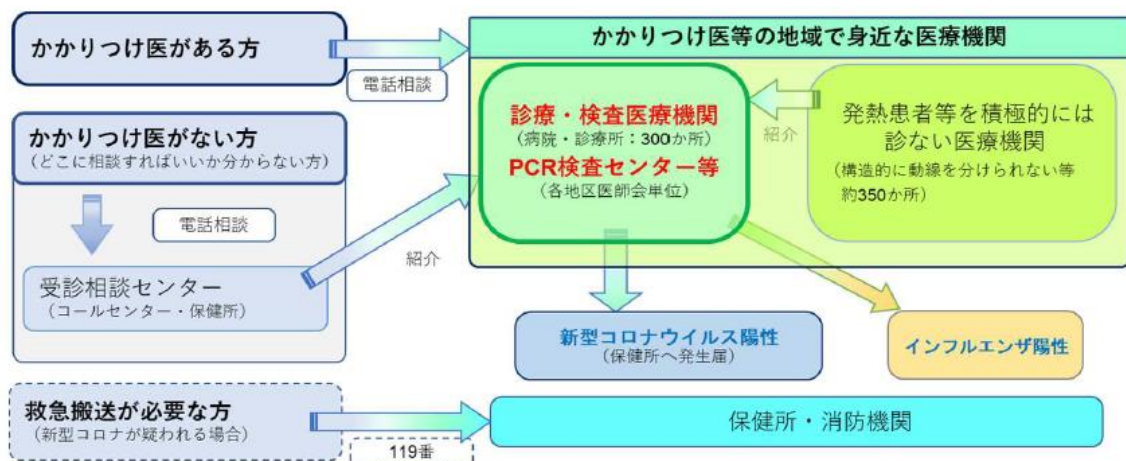
(1) 新たな感染症等に備えた医療・福祉の連携・協力体制構築に向けた取組みの推進

<提言>

- ① 新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行に備えた対応を検証し、複数の感染症流行時にも県民の生命を守ることができるよう、開業医を含む医師会と連携した検査体制等を速やかに確立すること。
- ② 感染爆発を想定し、隣接県と医療用資材や人的資源の相互活用を含めた医療連携のあり方を検討すること。
- ③ 平時から感染拡大に備え、政府からの情報を注視し、感染の各局面に応じて医療機関が速やかに患者を受け入れることが可能となる体制を構築すること。
- ④ 新型コロナウイルスの例にみられるように、感染に伴う差別や誹謗中傷を恐れた受診控え等により、重症化や市中感染の原因となってしまうことが想定されることから、感染者やその家族、医療従事者等への差別を防ぐための啓発活動を強化すること。

<現状>

- 新型コロナウイルス感染症拡大下において、例年のインフルエンザ流行期と同程度の発熱患者が発生することを想定し、県は、地域において発熱患者等の相談に対応し、診療・検査を受けられる体制を医師会と連携して整備している。



出典：県健康福祉部作成資料

- 令和2年7月8日に、山形県と宮城県は共に両県の連携と相互支援の体制を強化するため、県境を越えた新型コロナウイルス対策と地域経済回復に向けた「共同宣言」を発表した。共同宣言では、感染拡大時における患者受入施設や医療用資機材を調整・確保し、スタッフ派遣による相互バックアップ体制の構築を目指している。
- 山形県における新型コロナ対応の目安として、レベル1からレベル5までの注意・警戒レベルを設定している。適用される各レベルに応じて、対応検討策が定められ、速やかに実行できるよう準備されている。
- 厚生労働省から提供された情報を踏まえ、流行シナリオに基づく入院病床や宿泊療養施設の確保など、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制を整え、発生状況に応じて十分対応できるよう機能拡充に努めている。
- 新型コロナウイルス感染者等への差別・偏見防止を目的に、県ホームページへの掲載や知事記者会見での呼びかけ、県民運動を展開している。県議会では、「誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議」を可決した。

<課題>

- 新たな感染症が発生した場合、感染症指定医療機関だけでは対応が困難であるため、医師会との連携を前提とした体制や情報共有のあり方等を検討する必要がある。
- それぞれの自治体において、十分な感染症対応の体制・設備を整えることは困難であることから、隣接県との医療連携の検討が望まれる。
- 新たな感染症発生時には、迅速かつ総合的な対応策を講じることが求められることから、患者の発生数や病床の占有率等に応じた適切な医療提供が可能であるよう準備しておく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や不確かな情報のSNSでの拡散などが多発している残念な状況を踏まえ、情報提供と不安払拭のバランスを図った情報開示のあり方を検討していく必要がある。

(2) 保健・医療・福祉の充実による持続可能な医療提供体制の確保に向けた取り組みの推進

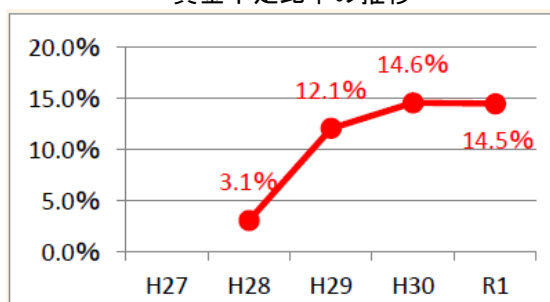
<提言>

- ① 高齢化、人口減少等を踏まえ、医療ニーズや医療計画を改めて見直すとともに、感染症対策の視点も踏まえ地域医療構想を検証すること。
- ② 感染症に対応する保健所の業務が、今後、量・質ともに増加する可能性を踏まえ、感染症患者数の最大想定に対応した保健所の事業継続に必要な業務処理及び応援体制を検討すること。
- ③ 県立病院が、今後とも県民の健康を支える高度医療機関の役割を担い続けていくことができるよう、経営改善に向けた取り組みを一層強化すること。
- ④ 県民の健康を守るうえで必要不可欠な医療提供の中核的役割を果たす医師の確保・偏在是正を図ること。

<現状>

- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護に大きなニーズが見込まれる2025年を見据えて、県は将来の医療需要と必要病床数及び目指すべき医療提供体制を実現するため、平成28年9月に「山形県地域医療構想」を策定した。
- 令和2年4月に最上地域で新型コロナウイルスの集団感染が発生した際には、管内の市町村保健師や県立保健医療大学教職員（保健師業務経験者）から応援を受けて積極的疫学調査等の業務に対応した。
- 平成29年度病院事業会計決算において、資金不足比率が10%を超えたため、県病院事業局では、平成30年に「資金不足等解消計画」を総務省に提出し、医療需要の変化に応じた病院の機能、組織体制の見直し等を進めているが、令和元年度の資金不足比率は14.5%となった。

資金不足比率の推移



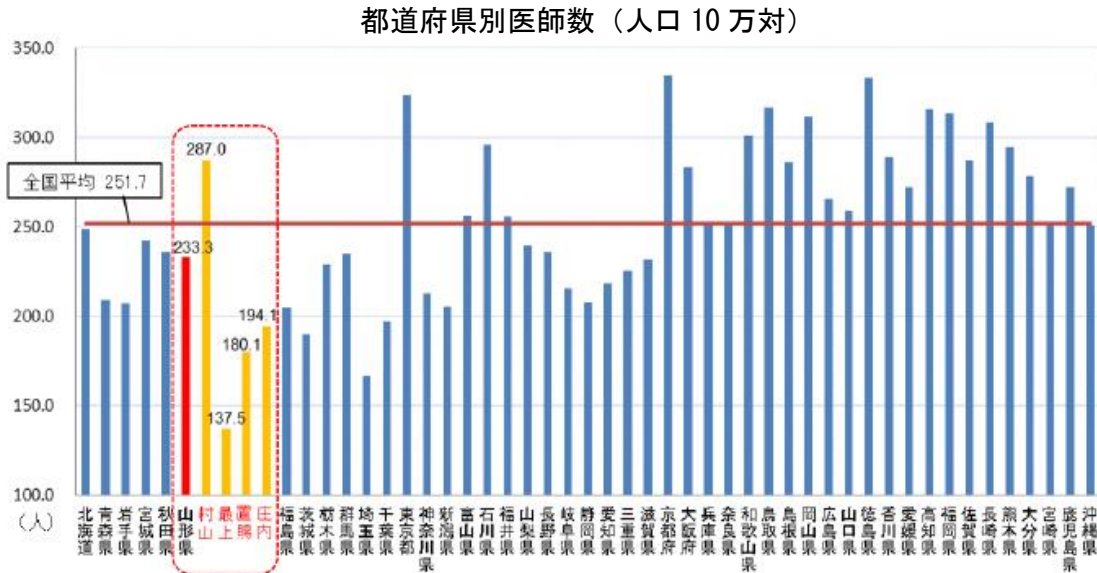
損益の概況

		令和元年度	
		金額 (百万円)	前年比
総収益	A	40,090	1,884
経常収益	C	39,712	2,001
医業収益	E	31,489	263
医業外収益		8,223	1,738
特別利益		378	▲117
総費用	B	40,199	1,505
経常費用	D	40,156	1,519
医業費用	F	38,389	1,356
医業外費用		1,767	163
特別損失		43	▲14
医業収支	E-F	▲6,900	▲1,093
総収支	A-B	▲109	379
経常収支	C-D	▲444	482

出典：県病院事業局

「令和元年度 山形県病院事業会計決算の概要」

- 平成16年度に新医師臨床研修制度が導入されて以降、臨床研修医の都市部集中等が生じ、医師の地域偏在が顕在化した。本県の医師数は全国平均に達しておらず、村山地域と最上地域では2倍の差があるなど、地域間における偏在が顕著である。



- 平成30年7月の医療法及び医師法の改正に伴い、都市部と地方の医師偏在の是正を通じ、地域の医療提供体制を確保するため、臨床研修病院の指定や研修医定員の設定権限の国から都道府県への移譲など、地域の医師確保対策の主体的役割を都道府県が担うこととされた。

<課題>

- 高齢化・人口減少に伴う患者動向の変化や今後も起こりうる感染症対策も念頭に、患者ニーズに応じた医療提供に必要な各医療機関の役割分担と連携を構築することが可能な地域医療構想となるよう、検証していくことが求められる。
- 新たな感染症対策で、保健師を中心とした専門職が疲弊することがないよう、管内市町村保健師や県立保健医療大学との連携を平時から確認する必要がある。
- 病院事業が資金不足を解消し、運営基盤を強化するため、全体の経営改善に引き続き取り組んでいく必要がある。
- 医師の確保、偏在是正に向けた山形県医師確保計画に基づき、山形大学医学部、県外の大学医学部、県内の医療機関、医師会等と医師の確保・県内定着という目標を共有し、その実現に向けた実効性のある対策を講じることが求められている。

(3) 女性が活躍できる社会に向けた支援策の充実

<提言>

- ① 夫婦が理想とする数の子どもを持つことができる環境を整えるため、女性の育児負担の軽減に向け、育児休業の取得を始めとした男性の家事・育児参加を促すための配慮を事業者に強く啓発していくこと。
- ② 若年女性の県外流出を抑止し、県内定着を促進するため、同一労働における男女間の昇任や賃金の格差是正に向けた支援を充実させること。
- ③ 結婚の希望を叶えるため、社会の変化や若者のニーズを踏まえた、より参加しやすくなるような出会いの機会を提供するとともに、結婚に向けた出会いをサポートするボランティア等の状況に応じた活動支援の充実に向けて取り組むこと。
- ④ コロナ禍によって仕事や居住環境等に対する価値観がどのように変化・多様化しているかを捉え、施策に反映させるため、県内外の女性のニーズを幅広く調査すること。
- ⑤ 本県における妊娠、出産、子育て施策や子育て環境に関する現状を、県内外の若年女性に積極的に情報発信すること。

<現状>

- 平成20年と令和元年を比較すると、県内の20歳代（20歳から29歳）の人口減少率は、総人口の減少率よりも大きくなっており、町村部でその傾向が顕著である。

	平成20年人口	令和元年人口	減少率
20歳代女性〔市部〕	45,699	32,954	27.89%
20歳代女性〔町村部〕	9,514	5,189	45.46%
20歳代女性〔合計〕	55,213	38,143	30.92%
総人口	1,189,152	1,077,057	9.42%

出典：県みらい企画創造部「山形県の人口と世帯数」

- 山形県から他都道府県へ転出する女性全体のうち、若年女性（15歳から29歳）が占める割合は全国平均が46.3%であるのと比較して山形県は58.1%と、全国で最も高い。

	山形県	全国
女性転出者総数 (人)	7,797	1,028,457
うち15歳～29歳 (人)	4,532	476,545
割合	58.1%	46.3%

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（2019）」

- 15歳から19歳女性の転出割合が12.6%であることに比べ、20歳から29歳女性の転出割合は43.0%と、就職を機に県外へ転出する人が多いことが推測できる。

	山形県	全国		山形県	全国
うち15歳～19歳 (人)	981	53,904	うち20歳～29歳 (人)	3,351	422,641
割合	12.6%	5.2%	割合	43.0%	41.1%

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（2019）」

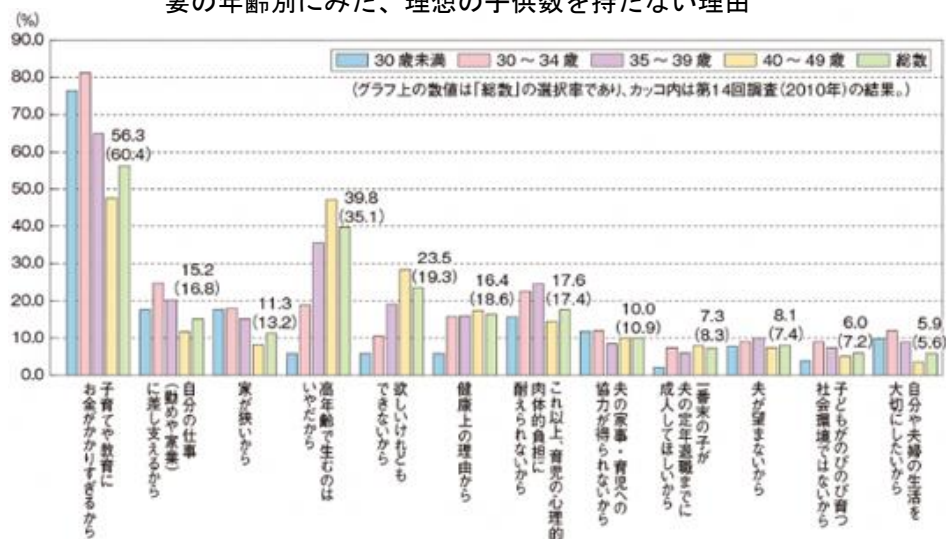
- 山形県の女性労働者（正規＋非正規）の所定内給与額※の令和元年度における全国順位は、最下位となっている（全国1位は東京都）。
※きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

	山形県	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県	東京都
所定内給与額 (千円)	204.0	204.0	209.3	230.4	209.8	215.5	305.8

出典：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

- 予定子供数が理想子供数を下回る夫婦の理想の子供数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多い。年齢や健康上の理由を除くと、次いで多いのが「自分の仕事に差し支えるから」や「夫の家事・育児への協力が得られないから」であり、年代ごとの差がそれほど大きくないのが特徴といえる。

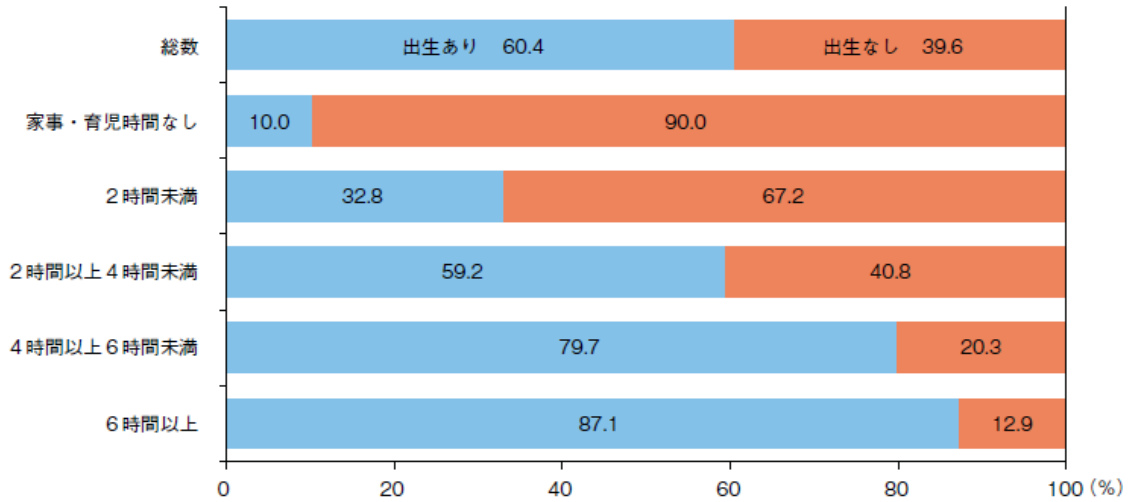
妻の年齢別にみた、理想の子供数を持たない理由



出典：内閣府「少子化社会対策白書」（令和元年）

- 子どもを持つ夫婦は、夫が休日に家事・育児をする時間が長いほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向がある。

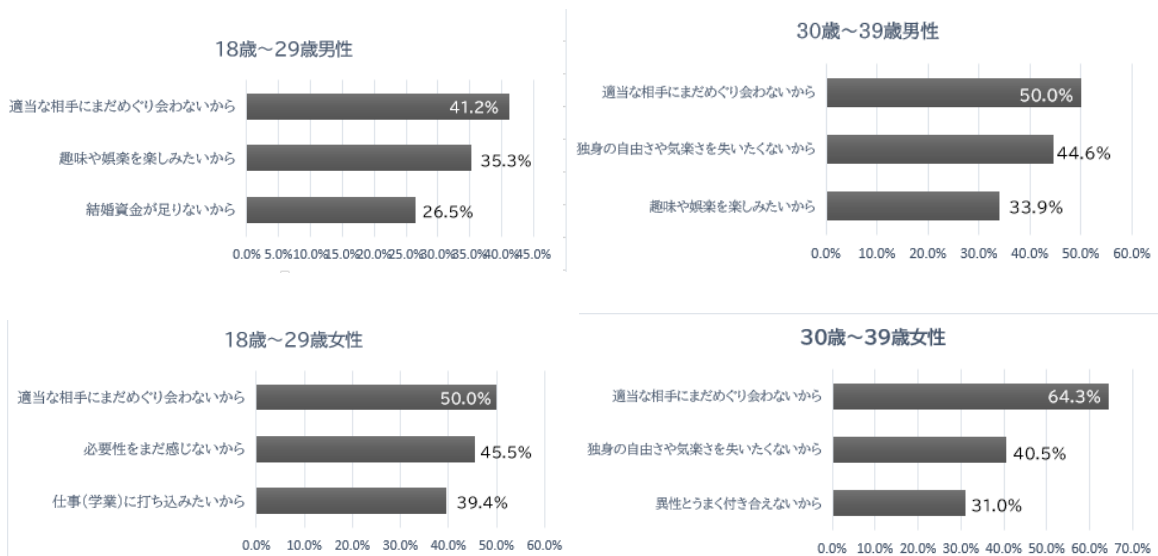
子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの13年間の第2子以降の出生の状況



出典：内閣府「仕事と生活の調和レポート2016」

- 平成30年度県政アンケート調査によれば、18歳から39歳の「独身にとどまっている理由」としては、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が男女ともに最も多く、18歳から29歳女性では50.0%、30歳から39歳女性では64.3%となっている。

「独身にとどまっている理由」について（年代別・上位3項目）



出典：県みらい企画創造部「平成30年度県政アンケート調査報告書」

- 少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化への対策のため、県は、出会い・結婚につながるサポート体制としての「やまがた出会いサポートセンター」による支援に加え「やまがた縁結びたい」による仲人活動も支援している。

- 山形県のワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民の意識や考え方などを幅広く把握すること等を目的として、令和元年8月～9月にかけて「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識調査」を実施し、結果を県ホームページで公表している。

<課題>

- 働きたい女性が就業を継続でき、希望する数の子育てと仕事との両立を実現するためには、家庭において男性の家事・育児参加を促進する施策が求められる。
- 女性労働者の賃金向上を目指し、正社員化や所得向上に向けた支援の拡充と、働くことを希望する女性への就業支援を実施する必要がある。
- 出会いや結婚を全面に出しすぎたイベントには参加意欲が湧かないという声が聴かれた。このため、異業種交流会やスキルアップ研修等をメインに、「婚活」を意識させないイベントの持ち方を検討し、結婚を希望しながらもこれまで参加を見送っていた層を取り込む必要がある。
- 結婚への意欲はあるものの、出会いの機会が少ない方に個別の相手を紹介し、結婚までの仲立ちを支援する機能の充実が求められる。
- 本県の子育て環境については、子育て施設へ気軽に遊びに行きやすい、自然豊かでのびのび子育てができる、災害が少なく安全なイメージがある、人とのつながり・温かみがあり地元愛を持つ人が多い等の評価する声が聴かれたことを踏まえ、これらの関連情報を積極的に発信する必要がある。

提言3 社会の変化に対応した産業競争力強化・担い手確保対策の推進

(産業競争力強化・担い手確保対策)

(1) 県産品の付加価値向上・販路拡大に向けた取組みの推進

<提言>

- ① 工業技術センターや各試験場と大学等研究機関の連携による企業の製品開発や改良への支援を充実すること。また、電子部品やデバイスなどの製品開発に意欲のある企業に対して、試作品の評価、分析、検証が可能となる「IoTイノベーションセンター」を更に周知促進していくこと。
- ② 米、果樹、畜産物などの本県農産物の輸出拡大に向け、それぞれの輸出先国での嗜好を踏まえ、生産・流通における支援などマッチングに向けた取組みを強化すること。
- ③ 特長ある水産物のブランド力向上に向けた取組みを推進するとともに、蓄養の普及など水産物の消費や利用の拡大のための取組みを充実すること。

<現状>

- 県工業技術センターは本所のほか、置賜、庄内に試験場が設置され、企業における顧客や社会のニーズを的確にとらえた高付加価値な製品開発や事業の創出を支援している。

同センターでは、山形大学、東北芸術工科大学等と連携をしながら、超精密機械加工、システム構築、プラスチック、鋳物、繊維ニット、清酒、デザインなどの試験や技術支援を行っており、置賜試験場では織物や染色技術、庄内試験場では食品加工技術など地域に密着した支援が特徴となっている。

県工業技術センターの主要事業実績（令和元年度）

技術相談		研究開発	
技術相談(来所・電話等)	7,799件	県単独事業研究	21件
出張相談	1,028件	外部資金による研究	7件
受託試験・設備使用		外部との共同研究	
受託試験・分析	17,812件	トライアル共同研究	39件
機器設備使用	11,439件	ものづくり共同研究	15件
連携支援		ものづくり受託研究	6件
製品化支援数	50件		
技術者養成			
マンツーマン研修(ORT)	29単位		
製造業技術者研修受講者	190名		

出典：県工業技術センター作成資料

- 令和2年6月には、県工業技術センター内に、電子部品やデバイスの試作品等をワンストップで評価、分析、検証できる機器やシステムを揃えたI o Tイノベーションセンターを開設した。

なお、10月末までの設備使用、受託試験による利用件数の累計は、1,475件の実績である。

- アジア地域を中心に輸出の拡大に取り組んだ結果、令和元年度の県農産物の輸出量は1,650 t と過去最多となった。

県産農産物の輸出量の推移

(単位：t)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
米	273	733	612	839	1,197	1,338
果樹等	161	220	200	232	203	223
畜産物	21	34	31	57	107	89
合計	455	987	843	1,128	1,507	1,650

出典：県農林水産部作成資料

- 中国への米の輸出は、農林水産省が指定・登録した精米工場等における精米及びくん蒸が要件となっており、県内では、平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向けのくん蒸倉庫として登録された。

- 県は初夏に定置網で獲れるヒラメを陸上水槽で蓄養し、夏の観光シーズンに出荷する取組みや、サクラマス、マダイ等の蓄養・養殖をモデル的に取り組むことを通じて、付加価値向上に取り組んでいる。

- 県は庄内北前ガニ、庄内おぼこサワラ、ニジサクラ、天然とらふぐ等のブランド魚創出に向けた取組みを行っている。そのうち庄内北前ガニは、39匹（令和元年度）の水揚げ量に留ったが、本年度は重量等の基準の拡大により流通量が2,482匹（令和3年1月現在）と増大している。

<課題>

- I o T分野での成長が見込まれる電子部品・デバイス産業をけん引役として県内産業全体の付加価値増大を図るため、県内企業がI o Tイノベーションセンターを積極的に利用し、新製品の開発や新事業を創出することが望まれる。

- 人口減少に伴い、国内における食料需要の更なる縮小が見込まれる中、海外市場への販路拡大へ向け、新たな市場を開拓するためには、生産者と海外バイヤーとのマッチングを促進する取組みが必要である。
- 中国向け輸出に対応した精米工場は全国で3施設（北海道、神奈川県、兵庫県）のみの指定となっており、本県からの米の輸出増加を図るため、県内精米工場の指定に向けた政府への働きかけを更に強化する必要がある。
- 蓄養、養殖は、コスト低減による収益性の確保や技術開発等に対する技術的・財政的な支援が重要である。また、対象魚種の拡大や、高価格帯の魚種をターゲットとしたブランド化により、高付加価値化することが求められる。
- 庄内浜では約130種と多品種の魚種が水揚げされるが、漁獲量が少ないことや、漁船漁業が中心であるため海が荒れると操業できず品揃えが安定しないことから、蓄養等の導入により年間を通して安定した出荷量を確保することが課題である。

(2) 産業を支える人材の確保と円滑な事業承継の推進

<提言>

- ① 県外の大学と締結した協定を検証しながら、その締結先の拡大を検討すること。更に県外への進学を希望する生徒やその保護者に対し情報発信するなど、情報提供の充実を図ること。
- ② 人手不足への対策や生産性の向上などを目的に、中小企業や農林水産業において、IoTやAI、ロボット等を導入する際に必要な技術者などの人材育成を支援すること。
- ③ 事業承継について経営者に気づきを促し事業引継ぎに向けた取組みを進めるとともに、事業引継ぎ支援センターが取組む後継者人材バンク事業について広く周知すること。

<現状>

- 県内高等学校の令和2年3月卒業生の進路は、大学等進学者の72.1%、専修学校等進学者の62.1%が県外に進学するなど、高等学校卒業生全体では半数を超える55.3%が県外へ転出している。

高等学校卒業後の状況

(単位:人)

区分	人数	うち県内		うち県外	
		人数	割合	人数	割合
大学等進学者 (大学、短期大学等)	4,515 (46.1%)	1,261	27.9%	3,254	72.1%
専修学校等進学者 (専修学校、公共職業能力開発施設等)	2,334 (23.8%)	884	37.9%	1,450	62.1%
就職者	2,755 (28.1%)	2,048	74.3%	707	25.7%
その他	187 (1.9%)				
計	9,791	4,193	42.8%	5,411	55.3%

出典：県みらい企画創造部（令和元年度学校基本調査 卒業後の状況調査）

- 県外出身者も含む県内の4年生大学の令和元年度卒業生の県内就職率は、25.8%であり、県内出身者の割合が高い短期大学卒業生を含めても31.6%にとどまっている。

令和元年度県内の大学卒業生の就職状況（令和2年5月31日現在）

区分	就職者	県内		県外		大学等入学者のうち県内高校出身者の割合
		就職者	割合	就職者	割合	
大学(6大学)	2,010	518	25.8%	1,492	74.2%	30.4%
短大(3短大)	423	251	59.3%	172	40.7%	67.9%
計	2,433	769	31.6%	1,664	68.4%	

※1:平成28年度入学生

※2:平成30年度入学生

出典：県総務部作成資料

- 県は県外の大学等と連携し、20 大学等（令和 2 年 3 月現在）と U I ターン就職促進に関する協定を締結し、県内の企業情報の提供、大学内での就職ガイダンスの開催等、県外大学等卒業生の県内就職の促進に向けて取り組んでいる。
- 産学官で構成する「山形県 I o T 推進ラボ」を核として、県内企業の I o T や A I 導入・活用を支援するとともに、令和 2 年度からは、令和元年度に養成した A I トップエンジニアを、製造業を中心とする県内企業にアドバイザーとして派遣することにより、A I の導入・活用をより強力に推進している。
- ロボットについては、ロボット導入の推進役となるロボットシステムインテグレータ※の育成に加え、令和 2 年度には、企業の生産現場のリーダーとなるべき若手社員を対象に、デジタルものづくりを推進する人材を育成している。
※ロボットシステムインテグレータとは、企業の多種多様な生産ラインに最適なロボットシステムを設計・提案し、ハンドや周辺装置の開発・設置、操作方法の教示、メンテナンスまで幅広く担う専門業者（人材）のこと。
- 農業の省力化・軽労化に向けては、すいか栽培での複数工程同時作業等の実証が行われているほか、水田の水管理の遠隔制御や、トマトの周年栽培・多収化のためのハウス環境制御技術等の実証が行われている。
- 本県では 99.9% が中小企業であり、県内の経済や雇用を支えているが、経営者の平均年齢は 63.67 歳で全国 4 位（株東京商工リサーチ「全国社長の年齢調査」（令和元年 12 月 31 日時点））と高齢化が進んでいる。
- 令和元年の調査では、県内企業の 62.2% に後継者がおらず、経営者の年齢が「70代」で 3 割、「80代以降」でも 4 割で後継者がいない。

企業の年代別後継者不在率

区分	経営者：年代別							
	30代未満	30代	40代	50代	60代	70代	80代以降	全体
山形県	100%	97.1%	89.5%	72.1%	46.3%	33.3%	40.4%	62.2%
全国	91.9%	91.2%	85.8%	71.6%	49.5%	39.9%	31.8%	65.2%

出典：株帝国データバンク「山形県内後継者不在企業動向調査（2019 年）」

- 中小企業の円滑な事業承継を進めるため、県を中心に商工会議所等の 57 機関で県事業承継ネットワークを組織し、個別支援を必要とする事業者に対し、各支援機関、専門家が連携して支援を行っている。

- 事業引継ぎ支援センターでは、創業を目指す意欲的な起業家と後継者不在の会社や個人事業主をマッチングする後継者人材バンク事業等により、事業承継と創業を支援している。

<課題>

- 県外の大学等に進学した学生のU I ターン就職を支援し、県内企業に人材を確保するためには、大学等と就職協定を締結し、学生の県内就職に向けた相談支援について相互に連携・協力をして取り組むことが重要であるが、協定を締結した大学等への進学者の割合は、協定締結大学の県出身の卒業者を踏まえると、県外大学等への進学者の2割に満たないと推測される。
- 進学希望の生徒及びその保護者に対し、高校在学中に、県内企業の情報等を提供し、魅力を知ってもらうことが重要である。
- I o TやA I、ロボット等の最新技術を企業が活用・導入する際に必要な、デジタル化に対応し新ビジネスを創出・拡大することができる人材が不足している。
- スマート農業を普及していくためには、技術の開発・実証やコストの低減及び収益性の確保と同時に、スマート農業の技術を使いこなせる農業者等の人材育成が課題である。
- 70歳以上の経営者の4割以上の企業で後継者が不在である。当該企業が持つ技術やノウハウの継承など、地域経済への深刻な影響を与えることが危惧される。

(3) 社会の変化に対応した観光・交流拡大の推進

<提言>

- ① マイクロツーリズム等の新しい旅行ニーズに対応するため、改めて地域の魅力に目を向け、本県が誇る特色ある地域資源（精神文化、食文化、歴史、自然等）を融合させた体験型旅行商品の造成を支援すること。
- ② コロナ後のインバウンド需要を見据え、近隣県が連携し旅行商品の造成支援などを進めるとともに、本県の衛生管理の高さ、自然豊かな環境、修験道や山寺に代表される本県ならではの精神文化等をPRすること。
- ③ 本県の豊かな自然や農林水産業等の体験・交流による学びなど、本県の特色や魅力を発信し、県内外からの修学旅行や移動教室などの教育旅行を積極的に誘致すること。

<現状>

○ 県内の延べ宿泊者数は、「新潟県・庄内エリアdestinationキャンペーン」や、春や秋の『「山形日和。」観光キャンペーン』などの展開等により順調に推移していたが、令和2年に入ると、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく落ち込んでいる。

同様に、県内の外国人延べ宿泊者数も、台湾からの国際チャーター便の増便と通年化の実現などにより大幅に伸長していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で海外との自由な往来が制限されていることにより、大きく落ち込んでいる。

山形県内の延べ宿泊者数 月別推移 単位：人

区分	1月	2月	3月	4月
令和元年	392,460	447,990	429,220	445,110
令和2年	364,330	382,190	258,300	84,080

区分	5月	6月	7月	8月
令和元年	473,450	488,070	471,710	611,210
令和2年	61,100	178,420	252,700	319,230

山形県内の外国人延べ宿泊者数 月別推移 単位：人

区分	1月	2月	3月	4月
令和元年	33,150	41,660	17,390	18,100
令和2年	39,400	38,160	2,270	530

区分	5月	6月	7月	8月
令和元年	10,340	11,640	11,960	9,490
令和2年	220	430	380	940

出典：観光庁（宿泊旅行統計調査）

- 近年の教育旅行は、観光地を見て回る旅行から、文化、農林水産業、自然等の現場での体験が可能な参加・体験型学習プログラムへのニーズが高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、教育旅行の傾向は「安全」、「近場」、「短期」が増えており、首都圏等の都市部を避け、近隣を選ぶ傾向が見られる。

- 本県小学校の令和2年度の修学旅行先が県内の学校は、6月時点で5校であったが、関東方面からの変更により10月時点で92校に、中学校の修学旅行先が県内及び東北の学校は、6月時点で県内2校、東北8校であったが、関東方面からの変更により10月時点で県内12校、東北34校となっている。
また、県立高等学校の修学旅行では、海外や関西方面の予定を、県内・近隣県等へ変更するケースが多くなっている。

<課題>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、個人・少人数での旅行ニーズが高まり、近場で楽しむマイクロツーリズム、観光地で仕事をするワーケーション、VR等を用いたバーチャル旅行等、ニーズが多様化することが見込まれることから、的確に対応する必要がある。
- 本県が誇る精神文化をより観光に活かすためには、出羽三山に加え、居合道、出羽百観音、即身仏等の多様な資源について、知名度向上や受入態勢を整備するとともに、長期滞在につながる体験型観光商品の造成や周遊コースの設定などの支援と誘客を強化する必要がある。
- 外航クルーズ船等の受入再開を見据え、船内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合のふ頭における隔離スペースの確保や搬送方法など、乗客が安心して船旅を楽しめる環境を検討する必要がある。
- コロナ後における海外からの旅行者の価値観の変化を見据え、近隣県等と連携した広域的・長期滞在型等の旅行商品開発によるインバウンド誘致が求められる。
- 教育旅行の誘致は、地域の特色を活かした参加・体験型学習プログラムの提供が重要となることから、地域や外部の人材、団体との連携による地域資源を活かした多様なニーズに対応できる教育旅行メニューの造成が必要である。
- 本県には、さくらんぼをはじめとする美味しい果物や「総称山形牛」などの美食、温泉、歴史・文化、豊かな自然、各地に伝わる祭りなど、「山形ならではの」魅力的な観光資源が存在するが、県内外での認知度向上を目指し、その魅力を強く発信することが求められる。

(参考) 国への提案(意見書の概要)

政策提言に向けた調査・審査の過程において、国への提案が必要とされる項目については、意見書として取りまとめることとした。

1 地球温暖化対策の更なる推進について

(地球温暖化防止・異常気象対策)

記録的な集中豪雨や局地的大雨などの異常気象は、地球温暖化が一因ともされており、本県も、地球温暖化防止に向けて令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、脱炭素化に向けた取組みを進めているところであるが、その実現には、大規模な技術革新とその普及が不可欠であるなど、技術面、財政面ともに地方自治体単位の取組みだけでは限界があり、国が早期に2050年までのロードマップを示し、国、地方が一体となって取り組む必要があることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 国、地方自治体が認識を共有し脱炭素化の取組みを推進するため、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けた道筋を早期に策定し、明示すること。
- (2) 地方自治体が行う脱炭素化の取組みへの技術的・財政的支援を充実強化すること。
- (3) 再生可能エネルギー施設の導入における地域社会の合意形成を促進するための枠組みづくり等の支援を行うこと。

2 地域における医療提供体制確保に向けた対策の充実強化について

(健康医療・子育て支援対策)

本県の医師偏在指標は、全国順位下位に当たる医師少数県にあるほか、二次医療圏では、最上地域、庄内地域が医師少数区域にあるなど、医師不足、偏在が大きな課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症が全国各地で猛威を振るい、医師数が比較的多いとされる都市部であっても医療提供体制が逼迫している状況を踏まえると、本県において感染症が拡大した場合、医師等の医療従事者への負担が増大し、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出ることが懸念されることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 感染症対策と同時に感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保するため、感染症を見据えた医療従事者確保対策を推進すること。

- (2) 医師の地域偏在解消に向けてより実効性のある対策を講じるとともに、地域医療介護総合確保基金の財政措置の拡充や地域の実情に応じた柔軟な運用など、医師少数県が実施する医師確保対策への更なる財政支援を行うこと。

3 漁業者の安全操業に向けた外国漁船の違法操業に対する取締り強化について (産業競争力強化・担い手確保対策)

我が国の排他的経済水域である日本海・大和堆周辺水域は、本県の中型イカ釣り船の主たる漁場であるが、近年、北朝鮮や中国の漁船が違法操業を繰り返しており、操業妨害などの被害も発生している。

外国漁船の違法操業が続けば、日本海におけるスルメイカ資源の減少、ひいては漁場の確保に悪影響を及ぼし、本県の漁業者が甚大な被害を受けるおそれがある。加えて、漁業者の減少や高齢化が進む一方、後継者の確保が進まない状況にあるなど、本県水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、担い手を確保し、本県水産業を持続可能なものとするためには、操業における安全・安心の確保が必要であることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 水産資源の保護、漁場の確保及び安全な漁業環境の確保に向けて、大和堆周辺水域における外国漁船の違法操業に対する警戒と取締りを強化すること。

(令和3年3月17日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

1 予算案件（1件）

- 令和2年度山形県一般会計補正予算（第12号）

2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について